

# にらいインターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、このにらいインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより、にらいインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、事前の通知を行うことなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

**第3条** 約款では、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. にらいインターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用し行う当社が提供する電気通信サービス
6. 本サービス取扱所	(1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 加入契約	当社からにらいインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と加入契約を締結した者
9. 契約者回線	当社の加入契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設備の設置の場所が他の部分の設備の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)または同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備(以下「ケーブルモデム」といいます)
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準及び当社が総務大臣の認可を受けて定めるデータ伝送サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件。事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続条件及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16. 保安器	有線放送設備と契約者側との責任分界点として設置するもので、雷やサージ等によって印加された異常電圧・異常電流の混入を防ぐ保安のための機器(以下「保安器」といいます)
17. 利用料等	本サービスを利用するにあたり、契約者が毎月支払いを要する利用料及びケーブルモデムレンタル料の合計額
18. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

### (業務区域)

**第4条** 当社は法第9条の規定に基づき、総務大臣の許可を受けた区域において本サービスを提供します。

## 第2章 契約

### (契約の単位)

**第5条** 当社は、契約者回線1回線毎に1の加入契約を締結します。この場合、契約者は1の本サービスにつき1人に限ります。

### (サービスの種類)

**第6条** 当社が提供する本サービスには、料金表に規定する種類があります。

### (契約者回線の終端)

**第7条** 当社は、加入契約の申込みをした者が指定した場所内の建物、または工作物において、ケーブルモデムを設置してこれを契約回線の終端とします。  
2 当社は、前項の地点を定めるときは、加入契約の申込みをした者と協議します。

### (契約申込の方法)

**第8条** 本サービスの加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の加入申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。  
(1)契約者回線の終端とする場所。  
(2)その他本サービスの内容を特定するために必要な事項。

### (契約申込の承諾)

**第9条** 当社は、本サービスの加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし当社は、当社の業務上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。  
2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。  
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。  
(1)契約者回線の設置、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。  
(2)加入契約の申込みをした者が、本サービスの料金、その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。  
(3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### (初期契約解除制度)

**第10条** 本サービスは、初期契約解除制度が適用されるサービスです。  
2 契約書面の交付は、第9条(契約申込の承諾)加入申込書を承諾した日を契約成立日とし、工事完了後に交付するものとします。  
3 契約書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、書面により本契約の解除を行うことができます。本契約の解除を求めた書面は、当社に8日以内に提出、または発信されたことが確認できた場合に限り適用するものとします。  
4 本契約の解除を行う場合、当社から契約者に損害賠償もしくは違約金、その他の金銭等を請求することはありません。但し、契約書面に記載した本契約の解除の期間までに利用したサービス利用料金、ならびに既に工事等が実施された工事費等は、お支払いいただきます。また、契約に関連して当社が工事およびサービス提供の実施前において、事前に契約者より金銭等を受領していた場合は、当該金銭等を返還するものとします。

### (契約者回線の移転)

**第11条** 契約者は、契約者回線の移転を請求できます。移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社の施設設置区域に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。  
2 第1項の移転に必要な作業は、当社または当社が指定した業者が行います。

### (その他の契約事項の変更)

**第12条** 当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)に規定する契約の内容の変更を行います。  
2 前項の請求があったときは、当社は、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (名義変更)

**第13条** 相続または特に当社が認める場合にのみ、新契約者は当社の確認を得て、旧契約者の名義を変更できるものとします。  
2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新契約者および旧契約者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

### (契約者が行う加入契約の解除)

**第14条** 契約者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。  
2 前項による解約の場合、契約者は、第34条(料金の計算方法)による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算によって清算します。  
3 第1項による解約の場合、当社は当社施設および引込線を撤去し、撤去に伴う費用は契約者が負担するものとします。なお契約者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用も負担するものとします。

### (当社が行う加入契約の解除)

**第15条** 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。  
(1)第20条(利用の休止)に規定する期間を経過してもなお本サービスを再開しないとき。  
(2)当社は、契約者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、契約者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下「未納金」という)を支払う義務を負います。  
(3)第27条(利用の停止)の事由のいずれかに該当する場合に、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、前号に係らず本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。  
(4)電気通信回線の地中化、無電柱化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができなるとき。  
2 当社は、前項の規定によりその加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。  
3 当社は、第1項の規定によりその加入契約を解除したときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。

## 第3章 付加機能

### (付加機能の提供)

**第16条** 当社は契約者の請求に基づき、料金表により付加機能を提供します。この場合、当社は第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (付加機能の変更・解除)

**第17条** 契約者は、付加機能の契約の変更または解除をしようとするときは、その旨を当社に申し込むものとします。  
2 当社は加入契約が解除されたとき、付加機能の提供を終了します。

## 第4章 ケーブルモデム

### (ケーブルモデムの提供等)

**第18条** 当社は、原則として、契約者が指定する場所に当社ケーブルモデムを設置し、契約者の自営端末設備または自営電気通信設備を当社ケーブルモデムと接続します。  
2 契約者は、当社がレンタルにて提供するケーブルモデムに限り当社電気通信設備を利用出来、それ以外のケーブルモデムは、使用できません。  
3 契約者は加入契約が終了したときは、当社ケーブルモデムは当社に返還していただきます。  
4 第1項により当社より契約者が貸与を受けるケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が故意または過失によりケーブルモデムを破損または紛失した場合には、契約者は当社ケーブルモデムの損害相当額を当社に支払うものとします。  
5 契約者からの要請によるケーブルモデムの交換費用は、契約者負担とします。

### (ケーブルモデムの移転)

**第19条** 契約者は、ケーブルモデムの移転を請求することができます。移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、当社の施設設置区域に限り認めます。ただし、その移転に要する費用は契約者が負担するものとします。

### (技術基準の維持)

**第20条** 当社は、当社のケーブルモデムを別表-1の技術基準等に適合するよう維持します。

## 第5章 自営端末設備及び自営電気通信設備の接続

### (自営端末設備及び自営電気通信設備の接続)

**第21条** 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備及び自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、別表-1の技術基準等に適合することについて登録認定機関(法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が登録した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。  
2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1)その接続が別表-1の技術基準等に適合しないとき。  
(2)その接続が法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。  
3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が別表-1の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。  
4 前項の検査を行う場合、当社の指定した業者が行います。  
5 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備及び自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。  
6 契約者がその自営端末設備及び自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。  
7 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備及び自営電気通信設備を取り外したときは当社に通知していただきます。

### (自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

**第22条** 当社は、ケーブルモデムに接続されている自営端末設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が別表-1の技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。  
2 前項の検査を行う場合、当社の指定した業者が行います。  
3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備もしくは自営電気通信設備が別表-1の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備をケーブルモデムから取り外していただきます。

## 第6章 回線相互接続

### (回線相互接続の請求)

**第23条** 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

#### (回線相互接続の変更・廃止)

- 第24条** 契約者は、回線の相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨当社に通知していただきます。
- 2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更についても準用します。

### 第7章 利用の中止及び停止

#### (利用の中止)

- 第25条** 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1)当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2)第28条(利用の制限)の規定により通信利用を中止するとき。
  - (3)他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、本サービスの提供が困難になったとき。
  - (4)やむを得ない事由により、当社の電気通信設備に障害が生じたとき。
  - (5)天災等の不可抗力による影響を受けたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能を中止することがあります。
  - 3 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (利用の休止)

- 第26条** 契約者が本サービスの利用の休止を希望する場合は、当社へ所定の書面を提出することにより、6ヶ月以内を限度として、暦月単位で本サービスの利用を休止することができます。

#### (利用の停止)

- 第27条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間において、本サービスの利用料等、その他の債務(この約款により、支払いを要することとならないものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その利用料等及びその他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。
- (1)利用料等、その他の債務のうち、支払い期日を経過してもなお支払わないとき(支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下同じとします。)
  - (2)第44条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3)第30条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第31条(情報の削除等)第1項ないし第3項の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。
  - (4)当社が提供する本サービスを直接または間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において利用したとき。
  - (5)当社の契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (6)第22条(自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、別表-1の技術基礎等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り除かれたとき。
  - (7)当社の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与えたとし、または与えるおそれのあるとき、当社端末設備を中継点として、不特定の第三者への無線提供を行ったとき。
- 2 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
  - 3 当社は、前項の規定により契約者がこの約款に違反したと認められる場合は、契約者に催告の上、または契約者の都合により当社から契約者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、契約者は、当社が加入契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下未納金という)を支払う義務を負います。
- 当社は、前項の規定により、本サービスの利用の停止をするときは、あらかじめその理由、利用の停止をする日及び期間を契約者に通知します。

### 第8章 利用の制限

#### (利用の制限)

- 第28条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生、または発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって法施行規則第55条で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限または一時中止することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
  - 3 本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限または一時中止することがあります。

#### (児童ポルノ画像のブロック)

- 第29条** 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 2 当社は、前号の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
  - 3 当社は、前二号の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

### 第9章 禁止事項

#### (禁止事項)

- 第30条** 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- (1)当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3)他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4)詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - (5)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - (6)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - (7)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象とならず希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
  - (8)資金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (9)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれらを勧誘する行為
  - (10)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - (11)他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (12)ウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信または掲載する行為
  - (13)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (14)他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (15)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (16)違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
  - (17)人の殺害現場等の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

- (18)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

#### (情報の削除等)

- 第31条** 当社は、契約者による本サービスの利用が第29条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1)第30条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
  - (2)他者との間で、クレーム等の解消のため協議を行うよう要求します。
  - (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
  - (4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### 第10章 料金等

#### (料金の適用)

- 第32条** 加入金は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、10,800円とします。
- 2 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金、ケーブルモデムレンタル料、付加機能使用料を料金表に規定するものとします。
  - 3 工事費は、料金表に定める額を当社に支払うものとします。料金表以外の追加工事費や資材・機器等を使用している場合は、その費用を加算して支払うものとします。

#### (料金の支払い義務)

- 第33条** 契約者は、その加入契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能またはケーブルモデムの提供については提供を開始した日)から起算して加入契約の解除のあった日(付加機能またはケーブルモデムの廃止については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします)について、料金表に規定する利用料、ケーブルモデムレンタル料及び付加機能使用料の支払を要します。
- 2 加入金は加入契約時に払い込むものとします。また、当社の責による解約の場合以外は、払戻しは致しません。但し、第10条(初期契約解除制度)第4項に該当する場合はその限りではありません。契約者は、加入契約時に料金表に規定する加入金を支払うものとします。
  - 3 契約者は、契約者回線の引込工事及びケーブルモデムの設置工事の完了後に工事に係る費用の支払いを要します。
  - 4 第11条(契約者回線の移転)の規定による移転に伴う工事費は、契約者負担とします。
  - 5 第25条(利用の中止)の規定により本サービスの利用が中止された場合の当該中止期間の利用料等及び付加機能使用料は、第42条(免费)の規定により取り扱います。
  - 6 第26条(利用の休止)の規定による休止期間中の利用料の支払いは要しません。ただし、休止期間中においても当社ケーブルモデム使用料及び付加機能使用料は支払っていただきます。
  - 7 第27条(利用の停止)の規定により本サービスの利用が停止された場合は、当該停止期間中においても本サービスの利用を継続していたものとして計算した料金等の支払いを要します。
  - 8 契約者は、上記、第32条(料金の適用)に記載された料金の支払いについて、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

#### (料金の計算方法)

- 第34条** 当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、利用料等及び付加機能使用料は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、本サービスの提供を開始した日が暦月の初日以外の日になった場合は、利用料等及び付加機能使用料をその利用日数に応じて日割とします。
  - 3 当社は、本サービスの解約日が暦月の末日以外の日になった場合は、利用料等及び付加機能使用料をその利用日数に応じて日割とします。
  - 4 前2項の規定による日割は、利用料等及び付加機能使用料の月額を当該月の日数で除した額(小数点以下2桁の端数は、切り捨てます。)を1日の料金として、これに利用日数を乗じて算出します。

#### (遅延損害金)

- 第35条** 契約者は、本サービスの利用料等及び付加機能使用料について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合にはその遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による)の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

#### (消費税相当額の加算)

- 第36条** 契約者がこの約款の規定により当社に対して支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

### 第11章 保守

#### (設備の修理または復旧)

- 第37条** 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、速やかにその一部若しくは全部を修理または復旧することとします。この場合、法施行規則第55条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。

#### (当社による維持管理)

- 第38条** 当社は、当社の設置した電気通信設備(契約者回線の保安器以降ケーブルモデムの直前までを除き、当社ケーブルモデムを含みます。)を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### (契約者による維持管理)

- 第39条** 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、別表-1の技術基準等に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切り分け責任)

- 第40条** 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備がケーブルモデムを介して契約者回線に接続されている場合であって、当社の設置した電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の請求があったときは、当社または当社が指定する業者がその原因を調査し、修理を行います。
  - 3 第2項の調査の結果、当社の設置した電気通信設備に故障がないことが明らかとなった場合は、契約者の請求により調査した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその調査に要した費用を支払っていただきます。
  - 4 契約者は、当社の提供するサービスに異常をきたしている原因が契約者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします(本サービス以外のものを含みます)。
  - 5 契約者は、契約者の故意または過失により当社の施設に故障または損傷が生じた場合は、その施設の修復に要した費用を負担するものとします。

### 第12章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第41条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき限り、当社は、契約者の請求に基づきその契約者の損害を賠償します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったとき、契約者はその権利を失うものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降のその状態が連続した時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)

もって日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等及び付加機能使用料の料金額を損害とみなし、当社は、契約者の請求に基づき、その額に限って賠償します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかつたとき、契約者はその権利を失うものとします。

3 前項の日割計算は、第34条(料金の計算方法)の規定に準じて行います。

(免責)

**第42条** 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほか、以下に該当する場合は、何らの責任も負いません。また、損害賠償には応じません。  
 (1)天災気象状況、事変による機能停止および障害  
 (2)停電による機能停止および障害  
 (3)伝送路施設及び利用者施設並びに受信機などに起因する事故  
 (4)当社施設の維持管理に必要上、当社サービスが一時的に停止する場合  
 (5)その他、当社の責に帰するることのできない事由

2 当社は、当社ケーブルモデムの設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条に於いて「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。  
 ただし、別表-1の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

**第43条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等、当社の業務上支障があるときはその請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求したものに通知します。

(契約者の義務)

**第44条** 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社または当社の指定する業者が、設備の設置、調査、検査、修理等を行うため、敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

3 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは、損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際しては保護する必要があるとき、または自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務の遂行上支障が無いと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設

置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って保管することとします。

7 契約者は、前6項の規定に違反して電気通信設備を丢失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 契約者は、本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為を行わないこととします。

9 契約者は、前4項、8項の規定に違反したことによって、当社及び第三者に発生した損害に対して損害賠償の責任を負うものとします。

(ログインID、及びパスワードの管理責任)

**第45条** 契約者は自己のID(当社が付与するログインID、メールアドレス等。以下同じとします。)及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

2 契約者は、前項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネットサービスを利用した場合、当該第三者のインターネットサービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

3 前項に該当する事実が判明したとき、契約者は当社に通知するものとし、当社の指示に従うものとします。

(契約者の関係者による利用)

**第46条** 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第30条(禁止事項)各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(個人情報)

**第47条** 当社は、契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護ポリシー」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

(関連法令の遵守)

**第48条** 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(国内法への準拠)

**第49条** この契約約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

附則(実施期日)

この約款は、平成29年6月1日付より施行します。

別表-1

自営端末設備または自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準	技術的条件
にらいインターネット接続サービス	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)	IEEE802.3の技術的条件

料金表

※以下の料金は消費税が含まれています

メニュー	パーソナル	エコノミー	プレミアム		プラチナ120	プラチナ120 グローバル	ビジネス	
			グローバルIP オプション無し	グローバルIP オプション有り				
加 入 金	10,800円 *ケーブルテレビのご契約者は、ケーブルテレビと同じご名義で月々の料金をテレビと合算して振替される場合は上記加入金は免除となります							
標準工事費1	27,000円(引込・宅内) ※戸建または5階までの建物で露出工事でケーブルモデムを1台設置する工事です							
標準工事費2	10,800円(ケーブルテレビと同時工事またはケーブルテレビ加入者の追加工事)							
インターネット 対応集合住宅 宅内工事	7,560円 ※宅内工事でケーブルモデムを1台設置する工事です							
ケーブルモデム 交換費	3,240円							
追加工事費	4,320円/階(6階以上1階増すごと)※それ以上の追加工事や使用資材・機器等が加算されることがあります							
月額利用料	1,922円	2,700円	3,542円	3,542円	4,104円	5,184円	23,760円	
オプション料金				540円				
ケーブルモデムレンタル料	756円							
合計月額料金	2,678円	3,456円	4,298円	4,838円	4,860円	5,940円	24,516円	
最大接続 速度	上り	128kbps	512kbps	2Mbps	5Mbps	5Mbps	5Mbps	
	下り	3Mbps	8Mbps	30Mbps	120Mbps	120Mbps	120Mbps	
割当IP アドレス	種類	プライベート(動的)			グローバル(動的) (サーバ設置不可)	プライベート(動的)	グローバル(固定) (サーバ設置可能)	グローバル(固定) (サーバ設置可能)
	個数	2個	3個	5個	1個	5個	1個	14個
メールアドレス数	2個	3個	5個					
メールボックス容量	50MB	100MB	150MB					
ホームページ容量	0	0	10MB					
ケーブルTV Wi-Fi ID数	0			1ID				
解約撤去費用	5,400円							
休止料金(月額)	756円							

メニュー	パーソナル	エコノミー	プレミアム		プラチナ120	プラチナ120 グローバル	ビジネス
			グローバルIP オプション無し	グローバルIP オプション有り			
IPアドレス追加	追加不可		6個目以降 最大10個まで 追加可能 追加1個 540円/月	2個目以降 最大5個まで追 加可能 追加1個 540円/月	6個目以降 最大10個まで 追加可能 追加1個 540円/月	-	-
メール アカウント数	追加不可	4個目以降 最大5個まで 追加可能 追加1個 540円/月	6個目以降最大20個まで 追加可能 追加1個 540円/月		6個目以降最大100個まで追加可能 追加1個 540円/月		2個目以降 最大5個まで 追加可能 追加1個 540円/月
ホームページ容量	追加不可		最大50MBまで追加可能 5MB毎 1,080円/月				
にらいWi-Fi			シングル 324円/月				利用不可
			デュアル 540円/月				
ケーブルTV Wi-Fi ID	1IDにつき258円/月		2ID目以降追加1IDにつき258円/月				
ケーブルアクティバID	追加不可		1IDにつき108円/月				
ウイルスバスターマ ルチデバイス月額版	1つにつき端末3台まで利用可能 453円/月 最大5つまで追加可能						

## クレジットカード支払いに関する特約

契約者が、クレジットカードを利用して支払う際の特約事項について、以下の通りと致します。

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するケーブルテレビジョンサービス・にらいインターネットサービス・ケーブルスマートテレビ・ケーブルプラス電話サービスに係わる費用・利用料を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。(但し、当社にて利用できるクレジットカードに限ります。)
2. 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、契約者は、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届出たクレジットカード会社に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡し、当社指定様式で届出るものとします。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
5. 平成27年8月1日より適用致します。